

(別紙)

**クリーニング師の免許に係る各種申請
における本人確認について**

○クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和8年4月1日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報及び個人番号の記載が必須となりました。

- クリーニング師試験受験願書
- クリーニング師免許申請書
- クリーニング師免許証再交付申請書
- クリーニング師免許証訂正申請書

○個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の2つを確認します。

○申請方法に応じた、持参する本人確認書類の組み合わせは下記のとおりです。

本人による対面で申請する場合

申請書と併せて、下記又はのいずれかの組み合わせの本人確認書類を提示してください。

本人確認書類			
	個人番号（マイナンバー）カード（両面）		
	以下の番号確認書類から1点 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 又は住民票記載事項証明書 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る	A	<u>以下の身元確認書類から1点</u> ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		B	<u>以下の身元確認書類から2点</u> ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

●本人による郵送で申請する場合

申請書と併せて、上記又はのいずれかの組み合わせの本人確認書類のコピーを同封し、簡易書留郵便で郵送してください。

連絡先として、申請書に電話番号を忘れずに記入してください。

代理人による申請の場合

代理人が申請書等を窓口に出す際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれの書類を持参してください。

- ▶代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出
- ▶代理人の身元(実存)の確認：～のいずれかの書類の提示
- ▶本人の番号確認：～のいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理権の身元 (実存)の確認		<u>以下の書類から1点</u> ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		<u>以下の書類から2点</u> ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
		<u>法人の場合は以下の2点</u> ・登記事項証明書等 ・代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類 (社員証等)
本人の番号確認		本人の個人番号(マイナンバー)カード又はその写し
		本人の通知カード又はその写し
		本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る

- なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。